

学校評議員制度の可能性

—高等学校における考察—

俵 芳 郎

The Possibilities of School Trustee System
- A Study of the High School Trustee System -

Yoshio TAWARA

"An Open School System for the Public" is one of the recent educational reforms in Japan. Its basic goal is to open the school to the parents and the community. We also have The School Trustee System as one of our concrete policies. This is designed to encourage the principal to listen to the opinions of third parties. There are three main purposes of this system. Firstly, it enables the teachers to know the intentions of the parents and the community. Secondly, it helps the school to cooperate with the parents and the community and, finally, it puts into focus the accountability of the school. The system has raised questions concerning why school trustee members should play a part in this system; how they should interact with the P.T.A. and other groups; and how the school will function in the future.

This essay shows the possibilities of The School Trustee System based on research carried out by the Board of Education and evidence from schools in prefectures that have already implemented the system. From the results we can see how good relationships between schools and the P.T.A. have been created; how teachers consciousness has improved; and how schools have managed to establish their vision for the future and are working towards it in a positive manner.

目 次

はじめに

はじめに

- I. 学校評議員制度とは？
- II. アンケート調査から
- III. 高等学校における学校評議員制度 X県の取り組み
 - A. X県の取り組み
 - B. 各高等学校の取り組み ～P高校, Q高校, R高校を訪問して～
- IV. 高等学校における学校評議員制度 Y県の取り組み
 - A. Y県学校評議員制度実施研究事業
 - B. 考察
- V. 高等学校における学校評議員制度の可能性（まとめにかえて）

高等学校では2003年度（小・中は2002年度）から、いよいよ新学習指導要領がスタートする。今回の教育改革は、今までの単なる学習指導要領改定とは違い、明治維新、戦後に続く「第3の教育改革」とも呼ばれ、2002年度からの完全学校週5日制への移行とともに、大胆な教育改革が行われようとしている。

この理由について中教審は、1998年答申「今後の地方教育行政の在り方について」（以後、1998答申と呼ぶ）において、「戦後の我が国の教育は、教育を重視する国民の理解と協力の下、各学校の教職員、各地域の教育行政担当者など多くの教育関係者のたゆまぬ努力により、量的にも質的にも著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と全国的な教育水準の向上が図られてきた。しかしながら、子どもを取り巻く環境の急激な変化の中で、知識偏重の学力観や受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題の深刻化、青少年の非行の増加、家庭や地域の教育

力の低下など教育の現状には極めて憂慮すべき状況を生じている。」としている。またこの答申では、1996年中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第一次答申)において、「子どもたち一人一人の個性を尊重し、『ゆとり』の中で自ら学び、考える力や豊かな人間性などの『生きる力』をはぐくむことが最も重要であるという考え方に基づいて、学校の教育内容の厳選を図り完全学校週5日制を実施すること、家庭や地域社会の教育力の充実を図り、学校、家庭、地域社会の連携を進める」¹⁾としたことを受けて、「公立学校が地域の専門的教育機関として、保護者や地域住民の信頼を確保していくためには、学校が保護者や地域社会に対してより一層開かれたものとなる必要があり、地域の実態に応じて『学校評議員制度』を導入するなど、学校運営に地域住民の参画を求めるなどの改革が必要である。」として、様々な具体的提言をしている。これについて、東京大学教授浦野東洋氏は「1998年秋の中教審答申は、

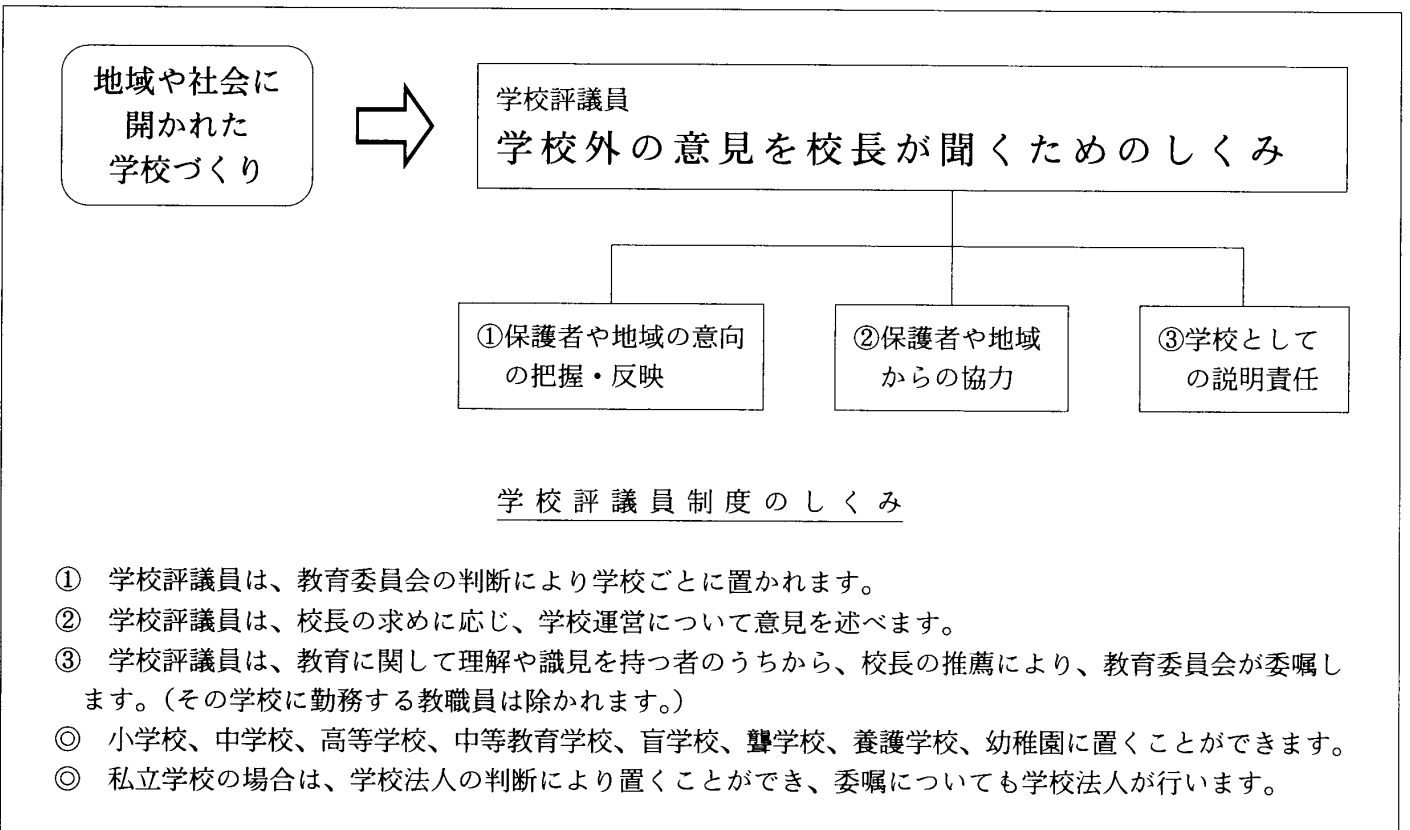
『学校の自主性・自律性』や『学校評議員』について提言した。大きく見ればそこには『参加による学校改革』(開かれた学校づくり)を求める運動や世論が反映していると見るのが正しいであろう。」と述べている²⁾。

以上のように、今回の教育改革の柱の一つはまぎれもなく「開かれた学校」づくりであり、その具体策の一つとして「学校評議員制度」が登場しているのである。では、学校評議員制度とはいったい何であるのか、どうあるべきなのか、開かれた学校づくりとどう関わっていけばよいのか、そして家庭や地域とどう連携を取るべきなのか。筆者は、このような疑問に対して「学校評議員制度を導入するだけでは、学校が保護者や地域社会に対して開かれたものにはできないであろう。PTAをはじめとする既存の組織や団体と密接に連携を取ってこそ、初めて開かれた学校づくりは実現する。」と考える。本稿ではこのような視点に立ち、考察を進めていくことにする。

I. 学校評議員制度とは？

2000年1月文部省発行のパンフレット「スタート学校評議員～開かれた学校づくり～」によると、学校評議員とは、「保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのもの」であり、「これにより、地域や社会に開か

れた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができ」るとなっており、具体的には次のように書かれている。



このパンフレットは、1998答申をふまえて、2000年1月21日に文部事務次官から出された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（以後、

改正省令と呼ぶ）に伴って発行されたものである。この改正省令には、上記以外に、さらに次のようなことが書かれている。

- ・開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たすこと。
- ・本制度は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けるものであること、学校や地域の実情に応じて柔軟な対応ができるようにすることが望ましいことから、省令に学校評議員に関する必要な基本事項のみを定めることとし、これを必置とするものではないこと。
- ・省令に規定する学校評議員ではないが、これに類似する仕組みを既に設けている場合今回の省令改正により、これを廃止又は改正する必要はないこと。
- ・校長は、学校評議員の意見に資するよう、学校評議員に対し、学校の活動状況について十分説明することが必要であること。
- ・校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し決定を下すものであること。
- ・学校評議員に意見を求める事項としては、例えば、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項が想定されるものであるが、具体的などのような事項に関し意見を求めるかについては、校長自らが判断するものであること。
- ・学校評議員の具体の運営は、校長の責任と権限において行われるものであり、その際、校長は、その方法や手続きについて、設置者等の定める範囲内で必要な規定を定めることが可能であること。
- ・学校評議員には、保護者や地域住民等を委嘱することを想定しているものであり、児童生徒を委嘱することは想定していないこと。
- ・教育委員会の委員や教育長その他の職員は、当該学校の設置管理者としての立場からその管理運営に直接又は間接に関係するものであり、このような者を学校評議員として委嘱することは制度上なじまないものであること。
- ・学校評議員の身分取扱いについては、設置者の定めるところによるものであること。その際、守秘義務に関する規定を設けることについても検討する必要があること。
- ・学校評議員の任期については、学校や地域の実情に応じて設置者が定めるところによるものであること。
- ・この改正省令は2000年4月1日より施行すること。

以上が、学校評議員制度を導入するにあたって文部省から出された通知である。しかし、これらを見て、「学校評議員制度」の輪郭が掴めるであろうか。少なくとも筆者にはその輪郭がおぼろげにしか伝わってこない。例えば、「開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得る」とあるが、このことに関して、学校評議員としてはどのような役割を担っていけばよいのか。また、既存のPTA等の団体とはどういう関係を保っていけばよいのか。さらに、「説明責任」とはいったいどうであるべきなのか。考えれば考えるほど、現場の一教員としては疑問が沸いてくる。

こうした疑問に対して、少し整理して考えてみたい。まず第一にはっきりさせたいのは、そもそも「学校評議員制度」という制度は何のための制度か、ということである。よく議論されるのは、学校（校長）のシンクタンクとしての制度なのか、開かれた学校づくりのための制

度なのか、ということであるが、これに対して、文部省教育助成局地方課企画調整係長佐藤弘毅氏は、「校長が行う学校運営に関し『学校外の意見を聴取する機関』という性格を有するものである。この意味で、学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとして位置づけられるものと考えられる。」³⁾と述べている。また、群馬県立女子大学教授永井聖二氏は、「学校評議員制度の目的とするところは、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校がその説明責任を果たすことにある。一言でいえば、その目的は『開かれた学校』の実現をめざすということにある。」⁴⁾と述べている。このように、学校（校長）のシンクタンクとしての制度なのか、開かれた学校づくりのための制度なのか、意見の分かれるところである。しかし、この意見だけを見る限りでは意見が対立しているようにも見えるが、佐藤氏も永井氏もこの「教職研修2000年5月号」の中で両方の重要性をも述べており、どちらか片方だけの機能で

は、「学校評議員制度」は機能しないことを説いている。要するに、両方がかみ合っただけでこの制度は生きてくるのである。さらに、東京学芸大学教授葉養正明氏は、「あらかじめ各学校設置者に望んでおきたいことは、『学校評議員』制の導入は、学校の将来計画についての明確なビジョンを基礎に進めてほしいということである。そうした検討なしに『学校評議員』制が導入されるとなれば、せっかくの『学校評議員』制も学校にとってのお荷物になったり、形式だけの制度になったり、という懸念も大きい。」⁹⁾と述べているが、まさしくその通りであり、短期的・長期的な視野に立って、学校評議員制度を導入しなければならないであろう。また、学校評議員制度を導入して、いきなり「外に開く」ことは不可能に近い。やはり短期的・長期的な視野のもと、しっかりとしたビジョンを確立し、必要ならば学校組織の改善、教職員の意識改革等を推し進める中で、学校評議員を活用すべきである。そしてそのビジョンがしっかりと確立していなければ、学校評議員の人選にも悪影響を及ぼすであろう。葉養氏はこのあたりも危惧しており、「『学校評議員』という制度が地域名望家などの巣くう場所と化してしまったら、一般住民の『学校評議員』への期待は失せ、やがて制度への関心も薄れてしまい、学校一地域の風通しのためのこの制度も形骸化への道を歩み始めるに違いない。」¹⁰⁾とまで述べている。

以上のことをまとめてみると、「学校評議員制度」導入にあたってまず必要なことは次のようなものになるのではないだろうか。つまり、学校としてのビジョンをしっかりと確立させ、必要ならば学校組織の改善や教職員の意識改革等を行うということであり、その過程において、学校評議員は学校運営に関する適切な助言等を行う。浦野氏も常々「内には開かれないと、学校はなかなか外には開かれない」⁷⁾と言っており、「外に開く」前に、教職員の意識改革も含め、学校内部の条件整備を行うことが必要である。そして、そのために必要な人材を学校評議員として人選することも大切になってくるのではないだろうか。少なくとも、何のビジョンも方向性も確立しないうちに、適当に人選を行うことだけは避けなければならない。

第二は、どのように「外に開く」かということである。これについて早稲田大学教授下村哲夫氏は、「校長は、学校評議員に対して説明責任を持つのに併せて、学校評議員に学校と家庭・地域を結ぶスポークスマンとして一役買ってもらいたいというところだろう。」⁸⁾と述べている。また、佐藤氏はさらに具体的に「PTAや学校評議員が、それぞれの役割を果たしながら互いに補完しあい、さまざまな形で学校・家庭・地域の連携を、より一層深

めていくことが重要である。」⁹⁾とし、永井氏も「具体的には、子育て支援のネットワークづくりや、家庭・地域社会・学校の三者をつなぐ組織であるPTA活動の活性化を図る試みなどは、地域の教育力を再構築する動きの第一歩として、期待され、工夫されてよい。後援会型のPTAから、親と教師、ときには地域の大人が話し合いながら学校運営に関わるPTAへの変容が、これからのモデルとなるであろう。」¹⁰⁾と述べている。そして、このPTAについて九州大学助教授篠原清昭氏は、「PTAについては、学校財政補助金出資団体や校長翼賛会的な体質を改善し、教職員集団と連携しながら、学校の協同形成の協同機関となる改善の可能性が検討されてよい。今後、PTA等の既存の組織を学校評議員制度のなかにどのように位置づけるかは大きな課題となる。」¹¹⁾として、PTAの重要性を掲げている。このように、「学校を開く」にあたっては、学校評議員とPTAをはじめとする既存の組織との連携が必要不可欠である。しかし、筆者の経験上、現在のPTAや地域の青少年団体等は、学校や教職員と連携しながら学校運営に参画する組織としては位置づけられていないという印象が強い。これらの団体をどこまで学校運営に参画させるかは、各学校の実状が異なるため一概にはいえないが、少なくとも各学校のPTA規約等を見直すなど、連携の方策をとっていかねばならないであろう。いずれにしても、教職員、学校評議員およびPTAをはじめとする既存の組織が、良好な関係を保ちながら連携していかなければ「開かれた学校づくり」は実現しないと考える。この良好な関係を保ちながら連携するということは、筆者の考えでは、互いの役割分担を明確にし、協力し合うところは一致団結して協力し、互いに任せるべきところは相手を信頼して任せるということであり、そのような中で、学校のため、地域のため、そして生徒のために互いに建設的な意見を出しやすい雰囲気を作ることである。

最後に、「説明責任」の捉え方の問題である。アカウンタビリティ (accountability) という言葉をそのまま直訳すれば「説明責任」となるようであるが、これだと「地域住民や保護者に学校の現状を説明すればよい」ということになってしまう。実際、現場の教員の中には、「日頃、学年通信や学級通信等を父兄に配布しているのであるから、それでよいではないか」と言っている人もある。これに対して、筑波大学助教授水元徳明氏は「アカウンタビリティ (説明責任) の意味について十分理解すること。これは、学校の教育活動について単に説明すればよいというものではなく、学校の教育活動の成果について経営的な責任を明らかにすることである」。そして、アカウンタビリティという言葉は「むしろ、『結果

責任』とか『経営責任』という言葉に置き換えるほうが、その意味を適切に伝えるだろう。あるいは、無理に日本語に置き換えるよりも、アカウントビリティという言葉の意味を明確にしながらそのまま使用すればよいのである。」¹²⁾と説明している。

筆者もこの考え方に同感であるが、さらに「P-D-Sのサイクル」を軸にアカウントビリティを考えてみたい。「P-D-S」とは「Plan(計画)-Do(実行)-See(評価)」のことであり、学校現場においても以前からこのサイクルの重要性は言われ続けてきている。しかし、筆者の経験上、今まではP(計画)-D(実行)の部分はしっかりできているのだが、D(実行)-S(評価)の部分が非常に曖昧になっていたという印象がある。ましてや、「反省をして次の計画に生かす」というSからPへのサイクルがどうであったかは、言うまでもないであろう。今までは、どちらかという反省や評価はするものの、結局翌年になれば、「例年通り」という一言で

片付けられてしまう教育活動が多かったような気がする。また、「結果責任」といったとき、S(評価)において100点満点を要求されるのか、という問題も生じてくる。しかし、学校の教育活動において、100点満点の評価など考えられるであろうか。また、何を基準に採点するかによっても評価は当然異なったものになってくるであろう。要するに、S(評価)は100点でなくてもよいし、また100点など取れるはずがないのである。60点でも70点でもよいが、大切なのは、60点ならば残りの40点分をどうするかである。足りなかった40点分の問題点を明確にし、分析し、次のP(計画)に生かす、このサイクルが今までの学校現場では不十分であったのではないか。そして、このサイクルの説明責任を果たすことがアカウントビリティである、と筆者は考える。また、このように考えれば、「経営責任」という言葉でも説明がつかずである。

II. アンケート調査から

本稿を執筆するのに先立って、2000年8月、全国の都道府県教育委員会に対して、「高等学校における学校評議員制度に関するアンケート調査」を実施した。このアンケートは、開始間もないこの制度の各都道府県の取組状況を具体的に調査するためのものである。

「学校評議員制度」に関するアンケート調査については、都道府県教育長協議会による「中央教育審議会『今後の地方教育行政の在り方について』(答申)の具体化に関する調査研究」をはじめとして、いくつかの調査が既

に実施されており、参考になる部分も多くあったが、これらのアンケート調査では、残念ながら筆者の知りたい事項が100%調査されているわけではなく、また、筆者にとって最新の情報を知り得たいということから、今回のアンケート調査に踏み切った次第である。回答率は87%であり、47都道府県中41の都道府県から回答を得た。また、この回答は、2000年8月1日時点におけるものである。

最初に、2000年8月1日現在、各都道府県の学校評議員制度または類似制度の設置状況であるが、次のようになっている。

a	すでに学校評議員制度を、全ての都道府県立学校で導入している	3
b	すでに学校評議員制度を、全てではないが、都道府県立高等学校で導入している	7
c	すでに類似制度を、全ての都道府県立高等学校で導入している	1
d	すでに類似制度を、全てではないが、都道府県立高等学校で導入している	1
e	2001年度以降に、都道府県立高等学校で学校評議員制度を導入する予定 (現在、研究指定校等では実施を始めたが、それ以外は導入していない場合も含む)	19
f	2001年度以降に、都道府県立高等学校で類似制度を導入する予定 (現在、研究指定校等では実施を始めたが、それ以外は導入していない場合も含む)	1
g	今のところ、都道府県立高等学校で学校評議員制度や類似制度を導入する予定なし	1
h	その他	8

今回のアンケート調査では、a～hのすべてにおいて具体的な質問による調査を実施したが、紙幅の関係により、以下では、学校評議員制度をすでに導入しているa、bとこれから導入するeの都道府県について、比較検討

をしてみたい。質問事項に過去形、未来形の違いはあるものの、同様の質問を実施しているので、この2つを並列することにより、それぞれの状況を分析してみたい。

(1) それはいつから導入していますか(導入しますか)。

a、b (10)		e (19)			
1999年度から	2	2000年度途中から	1	2001年度から	11
2000年度から	8	2002年度から	5	検討中	2

(2) 教育委員会として設置を義務づけましたか(義務づけますか)。

	a、b (10)	e (19)
全校に義務づけた(義務づける予定)	4	3
高校に要請はした(する)が、判断は各高校に委ねた(る予定)	3	7
各高校に任し、委員会としてはサポートに徹した(する予定)	0	2
その他	3	7

* その他の都道府県の具体的な記述

a、b (3)	e (7)
施行校を1999年度は28校、2000年度は64校指定し、全校実施に向けた研究を実施	指定校における研究成果を基に判断(2)
積極的活用を図るよう各学校に要請した。2001年度以降、全校での設置を目指し指導していく方針	2～3年の経過期間において、できるだけ全校に設置していく
2000年度については設置可能ということで、モデル的に実施	未定または検討中(4)

(3) 学校評議員制度を実施する前に、モデル校や研究指定校等を設けて、事前研究を、

	a、b (10)		e (19)	
実施した(している)	3	2年…1 1年…2	7	3年…1、2年…3、 1年…3
実施しなかった(していない)	7		10	
その他	0		2	2001年度に1年間実施予定…2

(4) 学校評議員の任期は、

	a、b (10)	e (19)
1年	9	9
複数年	0	1 (3年)
その他	1 (原則1年以内)	研究指定校の成果を基に判断… 2 未定または検討中… 7

上記のように、任期についてはほとんどの都道府県が1年としている。しかし、「すでに導入している都道府県」の各規約を見ると、10都道府県すべてにおいて「再任は妨げない」等の条項が入っており、実質的には複数年になるところも多くなるであろう。また、「再任は妨

げない。ただし、継続は〇年まで」というように、長期にわたる委嘱を防ぐための条項を入れている都道府県もいくつか見られた。これはやはりマンネリ化を防ぐための処置であると推察する。

(5) 学校評議員の人数は、(a、bのみ)

5人	4	10人以内	2	2～6人	1
3～5人	1	5人以内	1	6～18人	1

(6) 学校評議員に関する規則やきまりについて、

	a、b (10)	e (19)
教育委員会で規則をすべて作っている (作る)	3	3
教育委員会で大まかな規則を設け、各学校が細則等を作っている (作る)	5	11
すべて各学校に任せている (任せる)	0	0
その他	教育委員会で実施要領を例示し、各学校長が定める… 1 教育委員会でマニュアルを成し、方向性を示している… 1	研究指定校の成果を基に判断… 1 未定または検討中… 4

(7) ((6) で「教育委員会で規則をすべて作っている (作る)」または「教育委員会で大まかな規則を設け、各学校が細則等を作っている (作る)」と答えた方にお聞きします) それは、学校管理規則の中で定めましたか (定めますか)。

	a、b (8)	e (14)
はい	6 (学校管理規則以外にも細則等を定めているところ多数有り)	13 (学校管理規則以外にも細則等を定めるところ多数有り)
いいえ	2 学校評議員取扱要綱… 1 学校評議員設置要綱… 1	0
検討中	0	1

- (8) 貴教育委員会で設けた規則やきまりの中で、主なものを5つまで挙げて下さい。
 その規則の学校評議員制度の部分のコピーを同封していただければ幸いです。
 (貴教育委員会で設ける規則やきまりの中で、主なものまたは望ましいと思われるものを5つまで挙げて下さい。)

a、b (8)		e (19)	
学校評議員の具体的な役割について	7	学校評議員委嘱の方法、任期等	14
守秘義務に関すること	5	学校評議員の役割や職務に関すること	12
学校評議員の解任等に関すること	5	学校評議員の人数規定	8
学校評議員会の回数や時期に関する具体的事項	4	守秘義務に関すること	7
		学校評議員の委嘱の対象者や構成	7
学校評議員会の内容の公表や報告に関すること	2	学校評議員に対する報酬等	4
		意見や情報提供を求める方法や内容	2
学校評議員の身分に関すること	1	学校評議員の法的身分、勤務条件等	2
学校評議員の公務災害補償に関すること	1	会議の招集等に関すること	2
		情報公開に関すること	2
		学校評議員の解任等に関すること	1
		検討中または無回答	4

a、bの都道府県において、学校評議員の委嘱、任期、人数、構成等については、ほとんどの都道府県で記述があった。また、この10都道府県には学校管理規則やその他の細則等を送付していただき、「すでに導入している都道府県」では、具体的な事情を知ることができた。ここで少し気になるのは、教育委員会の方で細部にわたって規約が設けられている都道府県が多く、各学校の独自性というものがなくなってしまうのではないかということである。そのあたりが、「学校評議員制度」の大きな問題点の一つではないかと考える。また、「これから導入する都道府県」については、抽象的な意見が多く見られるが、これは今後計画的に規約等が作られていくということであろう。

この規約の個々の内容を見ていくと、「委嘱の方法、任期等」、「役割や職務に関すること」、「守秘義務に関すること」、「委嘱の対象者や構成」、「意見や情報提供を求める方法や内容」等、「改正省令」に基づいた条項とともに、独自の規約も多く見受けられる。この独自の規約

の中で、「法的身分、勤務条件等」、「公務災害補償に関すること」、「解任等に関すること」の3つの条項に関しては、筆者の研究活動のなかでも頭になかったものである。しかし、よく考えてみると、この3つの条項はどれも非常に大切なものばかりであり、こういうものこそ、教育委員会としては規約に載せなければならない条項である。特に「これから導入する都道府県」では、「法的身分、勤務条件等」を想定している県が2県、「解任等に関すること」を想定している県が1県と少なく、「公務災害補償に関すること」に関しては皆無であった。今後各都道府県とも慎重に検討し、各学校の実状に沿った形でこのような規約等が作られていくべきであろう。また、設置者という立場で教育委員会が作る規約と、各学校で作る規約とのバランスが重要になってくるであろう。(6)においても、「教育委員会で大まかな規則を設け、各学校が細則等を作っている(作る)」都道府県が最も多く、ぜひ、設置者としてはこのあたりで懐の深さを見せてほしいものである。

- (9) 学校評議員に対する報酬や謝礼等をどのようにされているか(される予定か)、具体的な金額も含めて、お教え下さい。

a、b (10)		e (19)	
一人1回につき3,000円の3回分、1校につき10名分まで…1		無償…1	
		現在検討中であるが、一人年間1万円を超えない額を予定…1	
一人1回につき3,000円の3回分、1校につき5名分まで…1		指定校における研究成果を基に判断…1	

一人年間12,000円… 2	現在検討中であるが、
無償または旅費のみ支給… 4	一人1時間につき3,000円弱(案)… 1
交通費も含め一人年間7,000円… 1 (年度途中導入のため)	(モデル校において)会議出席の場合、交通費として 1回あたり一人1,000円… 1
検討中… 1	設置を前提に予算化し、一人あたり年額 12,000円～15,000円を予定… 1
	一人あたり年額12,000円… 1
	未定または検討中…12

(10) もし、貴教育委員会が把握しているようであれば、各学校はどのような人に委嘱をしているのかお教え下さい。
主なものを5つまで挙げて下されば結構です。

(教育委員会としては、学校評議員を委嘱するにあたって、どのような人(属性)を望んでいますか。できるだけ具体的にお願いします。)

a、b (8)	e (19)
会社役員、自営業者、団体職員・役員、公務員、会社員、医師、農業従事者、商工会議員、大学教授、地域の自治会長、同窓会役員、卒業生、PTA役員、保護者、主婦、ボランティア団体代表、中学校長、小学校長等	PTA関係者または保護者、企業・商工会関係者、青少年育成会等地域関係機関、有識者、地元の小・中学校長、地域住民を代表する者、同窓会関係、文化・スポーツ団体、マスコミ関係、社会教育関係者、市町村職員、ボランティア団体、その他校長が必要と認める者等 *その他、上記のような具体的な意見ではないが、学校教育に理解・識見のある人物、地域社会の意見を代表する人物等の記述も多数あった。 また、各学校長の識見や判断に任せる意向のため、教育委員会としてはコメントを避けたいとの記述もあった。

(11) 貴教育委員会が、学校評議員として委嘱するのに好ましくないと考えている人(属性)がありましたら、理由と共に書き下さい。

a、b (10)		e (19)	
	属性		属性
PTA関係者	学校の教育活動とPTA活動は明確に区分されるべき	保護者	PTAとの関わり 利害関係が生じる
	学校評議員の立場でなくても意見を聞くことができる	当該校の教職員や生徒	校長の助言者としては不適當 他の機会に意見を聴取できる 制度の趣旨からして不適當
中学校関係者	利害関係が絡むとともに、同じ教育界であり適當でない	教育行政関係者	設置管理者の立場であり、学校運営に密接に関係している 学校の自主性が保てない 制度の趣旨からして不適當
教育行政関係者	学校評議員の立場でなくても意見を聞くことができる	各種議会議員	学校運営に直接または間接的に関係している 教育の中立性の維持・確保のため
	既に学校と密接な関係にあり、学校外の意見を広く聴取する趣旨にあわない		教育の中立性の維持・確保のため
各種議会議員	学校評議員の立場でなくても意見を聞くことができる	宗教的指導者	教育の中立性の維持・確保のため その他の意見

各種議会議員	中立性を保つため	校長のリーダーシップの妨げとなる等、学校に不利益となる人物
	地方行政を審議する権限を有する議員の意見は、校長に対して影響力が大きいと考えられ、趣旨を逸脱する可能性が高い	地方公務員法第16条規定の欠格条項該当者
		学校と利害関係が密接に絡む人物
		政治的中立性が保てないと認められる者
直接学校に関わりのある者	既に学校と密接な関係にあり、学校外の意見を広く聴取する趣旨にあわない	PTA会長や同窓会長を形式的に委嘱する場合 特定の団体等の主張を代弁するような発言が予想される者

(10) と (11) の結果について私見を述べてみたい。まず、「各学校はどのような人に委嘱をしているのか」の各属性については、筆者の予想とはほぼ合致しており、またどの都道府県も同様の回答をしていることからもうなずけるものである。また、「(11) 学校評議員として委嘱するのに好ましくないと考えている人(属性)」において、「当該校の教職員や生徒」および「教育行政関係者」については、「改正省令」のなかでも「制度上なじまないもの」として触れられており、各都道府県がここに挙げていることはもっともであるし、「各種議会議員」や「宗教的指導者」等も、その趣旨からして、学校評議員としてなじまないものであることは理解できる。しかし、この (10)、(11) 両方のアンケート結果を見たとき、「PTA関係者または保護者」と「中学校関係者」については、意見が分かれていることに気づく。これについては、各都道府県の独自性がでている結果だと言ってしまうと、それで済まされるのかもしれないが、特に「PTA関係者または保護者」については、それでは済まされないものであると考える。「改正省令」においても、「開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得る……」、「学校評議員には、保護者や地域住民等を委嘱することを想

定しているものであり……」となっており、それらを考えれば、何らかの形で「保護者」や「PTA」と連携をとっていかなければならないはずであり、学校評議員の中に「保護者」が入っても不思議はないのではないだろうか。また、「保護者」を学校評議員に委嘱するか否かは、各都道府県の判断に任せるとしても、あえて「学校評議員として委嘱するのに好ましくないと考えている人(属性)」のなかで挙げているのは、いったいなぜであろうか。上記の理由の中で、「PTA役員」については「学校の教育活動とPTA活動は明確に区分されるべき」となっているように、明確に区分した上で密接に連携を図っていけば、この両者はうまく機能するのではないかと考える。そのように考えてみると、「保護者」は全員、各学校の「PTA会員」であり、非常に難しい存在であることに気づく。このあたりについては、是非活発に議論がなされることを期待する。しかし、少なくとも、保護者やPTA役員を学校評議員からはずし、かつPTA組織を学校評議員からすべて切り離すことだけは避けなければならない。逆に、どんな形でもよいからPTAや保護者を学校評議員制度の中でうまく活用することが重要であると筆者は考える。

(12) 学校評議員制度を設置したことにより、どのような成果や効果が表れましたか。まだ始めたばかりで評価は難しいと思いますが、できれば主なものを4つまで挙げて下さい。(学校評議員制度を設置することにより、どのような成果や効果を期待しますか。主なものを4つまで挙げて下さい。)

a, b (10)		e (19)	
地域の理解と関心が深まり、日常の生活指導への協力と、学校行事への協力・参加が得られるようになった	3	地域に開かれた特色ある学校づくりが一層推進できる	12
実際に学校の教育活動を見てもらうことにより、学校に対する理解が得られる	2	学校運営に保護者や地域住民等の意向が反映できる	9
学校に対する要望及び建設的な意見が得られる	1	学校運営に保護者や地域住民等の協力を得ることができる	8

学校内における教職員の意識改革	1	保護者や地域住民に対して、学校の説明責任を果たすことができる	5
学校に対する的確な意見を得ることができ、学校経営に新しい視点が加わった	1	学校の活性化につながる	4
地域とのパイプ役になるなど、支援の申し出もあった	1	教職員の意識改革につながる	4
		校長のリーダーシップ、学校経営としての力	4
地域の中学校への理解ができ、中学校の学校訪問、学校説明会、授業公開、中学生と高校生の交流に活用する方向ができた	1	地域の行事や福祉施設との連携	3
		「総合的な学習の時間」などへの支援	2
		子どもたちへの地域ぐるみでの支援	2
外部委員の意見により、地域や保護者が学校をどう見ているかを知る手がかりを得た	1	学校の自己評価の浸透	1
		学校が外部に対して説明責任を果たすための自己点検の充実	1
学校評価アンケートを実施することで、生徒や保護者等の声を具体的数値として集約でき、教職員が自らを省みるデータが確保できた	1	家庭及び地域住民が学校と共に教育を担っていくという意識の深化	1
現時点では時期尚早で、評価できない	1	より適切な学校運営の推進	1

(13) 学校評議員制度を実施してみて（するに当たって）、現時点での問題点や今後の課題等があれば、主なものを4つまで挙げて下さい。

a、b (10)		e (19)	
学校評議員の意見を、どこまで、どのようにして学校運営に生かすか	3	学校評議員の適切な人選に関わる問題	10
		学校評議員への謝金等、予算的な問題	5
		趣旨の徹底、教職員の意識改革	4
学校評議員設置の趣旨を各学校の教職員に徹底させること	2	プライバシー保護や学校評議員への情報公開の問題	3
学校評議員の幅広い範囲からの人選	2	評議員会ではなく、個別に意見を聴取できる機会の確保等	2
		学校評議員の身分や位置づけ等に関わる問題	2
評議員会の日程調整	2	学校評議員に対する意見聴取の内容等に関する問題及び学校運営に及ぼす影響	2
一般教職員の意識改革	1		
校長のリーダーシップ	1	PTA等、既存組織との連携問題	2
事務長等、事務部門の参画	1	校長のリーダーシップに関わる問題	2
学校評議員のプライバシーの確保	1	高等学校の場合、地域の捉え方が難しい	2
		公務災害の適用の有無について	1
生徒の問題行動等における個人情報の保護		小・中学校への早期導入及び市町村教育委員会における学校管理規則の早期改正	
外部委員と教職員代表との立場が明確でなく、教職員代表の発言が難しい		既存の校内組織(委員会等)の整理、統合	
		周知活動の進め方	
		教育相談、苦情への対応などによる加重負担	
現時点では不明		学校の自己点検、自己評価のシステムの構築	

(12) と (13) の結果において、次のことに注目してみたい。(12) (13) とともに、数は少ないが、「教職員の意識改革」を挙げている都道府県があるという事実である。しかも、「すでに導入している都道府県」、「これから導入する都道府県」とともに、「成果や効果」として挙げている都道府県もあれば、「問題点や課題」として挙げている都道府県もあるのである。第I章で述べた、「短期的・長期的な視野のもと、しっかりとしたビジョンを確立し、必要ならば学校組織の改善、教職員の意識改革等を推し進める中で、学校評議員を活用すべきである」、「『外に開く』前に学校内部の条件整備が必要である」とする筆者の見解の重要性と難しさがここに表れている。また、この「教職員の意識改革」については、学校評議員制度に限らず、今後の教育改革全般において、真剣に取り組むべき問題の一つであることは論を待たないであろう。

それでは、今回のアンケート調査全体の結果に対して総括してみることにする。今まで何度となく述べてきたが、とにかく、どの都道府県も慎重に対応し、試行錯誤している様子が読み取れる結果となった。その中でも、特にPTAや保護者との連携に苦慮している都道府県が多いという印象を持つ。「学校がPTAや保護者と連携する」ということと、「PTA役員や保護者を学校評議員に委嘱する」ということは別問題であり、また、PTA役員や保護者を学校評議員に委嘱したからといって、学校が今まで以上にPTAや保護者と連携を密にできるとは限らない。つまり、PTA役員や保護者が学校評議員としてふさわしいかどうかは各都道府県や各学校により意見の分かれるところであるが、大切なことは、学校評議員の活動とPTA活動は明確に区分し、互いに尊重しあい、互いに役割分担をしながら、今まで以上に密接に連携していくということであろう。そしてそのような連携において、PTA役員や保護者を学校評議員として委嘱した方が運営しやすいと思えばそうすればよいし、逆に委嘱しない方がよいと思えばしなければよいのである。ただ、それを教育委員会のほうで一律に決めてしまうのは考えものである。普通科高校、職業高校、定通制高校等、様々な高等学校があるなかで、各学校の実情を無視するような施策だけは避けなければならない。そして、このようなPTAや保護者との連携問題、さらには学校評議員制度自体の各学校への設置要請も含め、教育委員会は各学校を信頼し、その上で統制すべきところは統制するという、常に各学校を主体にしたサポート的な教育行政を心がけるべきであろう。

さて、X県は全国に先駆けて、1999年度より全校に学校評議員制度を導入している。また、Y県では、2000年

度よりモデル校による研究事業を開始し、2002年度からの本格的導入を目指して研究を進めている。よって、第III章、第IV章では、この2つの県にスポットを当て、すでに学校評議員制度を導入しているX県と、これから学校評議員制度を導入するY県が、どのような取り組みをしているかさらに深く追求していくことにする。

Ⅲ. 高等学校における学校評議員制度 X県の取り組み

A. X県の取り組み

X県教育委員会によると、X県における「学校評議員」設置の経緯は次のようになっている¹³⁾。

X県では、今後の教育行政の基本的なあり方を研究し、X県らしさを出した教育改革を推進するため、1997年1月に、フロンティアプラン"教育21"研究委員会を設置し、1998年3月に提言を受けた。その基本的な考え方は、教育現場の活力が最大限に生かされるよう教育のしぐみを改革するとともに、県民の理解と支援を得ながら、学校、児童・生徒に軸足を置いた教育を行うことを基本として、個性を伸ばす教育と心の教育を推進していくものである。同報告においては、教育の仕組みの改革の方策として、「保護者・地域住民の意見を聞くような仕組みを構築するなどして開かれた学校運営が行われるようにする」ことを提言した。また、1999年7月には、教育改革の推進には教職員一人ひとりの意識改革が必要との認識に立ち、学校運営の仕組みを見直す構造改革として、県教育委員長から県内の全教職員に対して、「緊急アピール」を発表した。「緊急アピール」では、今後の学校運営は「規律ある学校づくり」「開かれた学校づくり」「活力ある学校づくり」を基本とすることとし、この三つの学校づくりを実現するため、すべての県立学校への学校評議員および教職員資質向上委員会の設置、学校改革目安箱の開設とともに、学校評議員や学校改革目安箱の意見を教育行政に反映させるため、教育委員会に学校改革委員会を設置した。

以上のような経緯により、X県では、1999年10月にすべての県立学校（県立高等学校と特殊教育諸学校84校）に、学校評議員が設置されたのである。

この1999年度については年度途中からの実施ということで、1999年10月、「学校評議員会」（仮称）の実施についての暫定的な通達教育委員会学校指導課長から各県立学校になされた。内容は下記の通りである。

1. 報償費（評議員謝金）は、一校あたり年額30,000円とする
2. 実施要領
 - (1) 実施にあたっては、各校の定める設置要項による

- こと
- (2) 実施計画書を、10月15日までに学校指導課長あてに提出すること
- (3) 第1回目を10月中に実施した場合は11月5日までに、第1回目が11月以後となった場合は実施後速やかに、実施報告書を学校指導課長あてに提出すること
第2回目については、2月末日までに提出すること
- (4) 評議員から聴取した意見及び学校としての取組を各学校のホームページに掲示し公開するとともに、冊子にして職員・保護者及び地域住民に公開すること
そして、2000年4月17日付けで、「X県立学校の学校評議員の運営について」がX県教育委員会より出された。内容は下記の通りである。

X県立高等学校管理規則第29条の3及びX県立特殊教育諸学校管理規則第25条の3により設置される学校評議員の運営については、以下のように取り扱うものとする。

1. 各学校における評議員の人数 → 原則として5人とする。
2. 評議員の構成
 - (1) 評議員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。
 - ①地域住民を代表する者
 - ②当該学校に関係する機関等の代表者
 - ③企業関係者
 - ④その他校長が必要と認める者
 - (2) 当該学校のPTA役員、教員及び生徒は含まないこと。また、女性を含むよう配慮すること。
3. 委嘱期間等
各年度の5月1日から1年間とする。再任については、特段の事情がない限り連続して3期を越えないものとする。
4. 委嘱及び委嘱を解く場合の手続き
 - (1) 校長は、評議員としてふさわしいと認める者を、各年度の始業日までに教育委員会に推薦し、教育委員会は委嘱する。
 - (2) 校長は、評議員としてふさわしくない事情が生じた場合には、教育委員会に当該評議員の解任を申し出ることができる。教育委員会は、上記の申し出があった場合、又は自らの判断により評議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合若しくは評議員として不適切な行為等があると認める場合においては、委嘱を解くことができる。
 - (3) 評議員に欠員が生じた場合は、教育委員会は校長の推薦に基づき、補欠の評議員を選任することができる。この場合、補欠の評議員の任期は、前任者の在任期間とする。
5. 評議員による会議の開催
校長は、次の期間ごとに少なくとも1回、評議員による会議を行うこと。
 - (1) 夏季休業日の前日まで
 - (2) 夏季休業日の初日から冬季休業日の前日まで
 - (3) 冬季休業日の初日から学年末まで
6. 会議における意見の公表等
 - (1) 各学校においては、会議における評議員の意見を取りまとめ、ホームページに掲載するなど広く公表に努めること。
 - (2) 各学校においては、会議の実施後2週間以内に、別に定める様式により、電子メールにて教育委員会事務局学校政策課まで実施報告を行うこと。

またこの他に、2000年6月5日付けでX県教育委員会学校政策課長から、「学校評議員の個人情報（氏名・役職名）を利用・提供することについての本人の同意について」という依頼が各学校になされた。これは、「X県

個人情報保護条例第7条」¹⁴⁾によるものであり、学校評議員の公共性や話題性を鑑み、「氏名」及び「役職名」の公表について本人の同意が得られるよう配慮してほしいという趣旨の内容である。

B. 各高等学校の取り組み ～P高校、Q高校、R高校を訪問して～

では、X県の各高等学校ではどのように取り組んでいるのであろうか。インターネットのホームページ等から各学校の概況は知ることができるが、さらに詳しく調査するため、筆者は2000年8月24、25日の両日、X県の高等学校3校への学校訪問を行った。訪問した学校は、X県立P高等学校(以後、P高校と呼ぶ)、X県立Q高等学校(以後、Q高校と呼ぶ)、X県立R高等学校(以後、R高校と呼ぶ)の3校である。なお、紙幅の関係および学校名の特定を避けるため、学校概要については、3校ともX県内有数の進学校であるということのみに留めることとする。

3校とも、学校ごとの学校評議員設置要項を作成しているが、教育委員会から出されている「X県立学校の学校評議員の運営について」において細部まで諸事項が定められているため、学校独自の細則等はあまり見られない。しかし、「X県立学校の学校評議員の運営について」では評議員の役割についての記載がないため、各校ともこの役割についての条項を組み入れている。これについては、3校とも次のようなものになっている。

評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について意見を述べる。

- 一 学校運営や教育活動に関すること。
- 二 学校と家庭や地域社会との連携に関すること。
- 三 その他前条の目的を実現させるために必要なこと。

先述のように、X県では、1999年10月より学校評議員制度をスタートさせており、2000年9月現在、各校とも既に3回の「評議員会」を開催している。また「X県立学校の学校評議員の運営について」では、各校に事後の対応を徹底するよう義務づけている。具体的には、教育委員会への報告、職員会議等における当該校教職員への周知活動や検討、ホームページへの議事録の記載や冊子の公表等を義務づけており、情報公開、アカウントビリティの徹底に対するX県としての姿勢がうかがえる。

以下では、筆者が上記の3校への学校訪問して聴取した話の内容を紹介するとともに、この3校の取り組みについて考察してみるとともに、この3校の取り組みについて事前用意した質問事項は次の通りである。

- ①学校評議員制度を導入した経緯について
- ②学校評議員の構成メンバーと、その選考理由について
- ③学校評議員会の内容について
- ④学校側の委員の選出方法について
- ⑤PTAやその他の団体や組織(地域、生徒会等)と

の連携について

- ⑥学校評議員会で意見聴取した内容の学校運営への生かし方について
- ⑦成果や効果について
- ⑧今後の問題点や課題について
- ⑨学校評議員会以外の学校評議員の活動について
- ⑩学校評価について
- ⑪目安箱について
- ⑫その他

この中で①については、Aで紹介した内容と同様であったので、それ以外のものについて、3校における話の内容をまとめた形で紹介してみることにする。

まず、②の選考理由についてであるが、例えばQ高校では、校長とPTA会長とが相談して委員を決定しており、3校とも直接利害関係のない人をという理由で選考している。しかし、当該校のOBが主流になってしまう、年齢構成のうえで年輩者が多くなってしまふ等の問題点が挙がっている。

③については、開かれた学校づくりに関すること、進路指導や生活指導に関すること、授業に関すること等が主な会議の内容となっている。しかし、まだ始まったばかりということもあり、当たり障りのない学校応援団的な発言が多く、活発な議論とまではいかなかったようである。

④については、②にも関係することであるが、PTA会長(PTA)をどう役立てるかということに一番頭を悩ませているようである。これについては、「X県立学校の学校評議員の運営について」において、構成メンバーに「当該学校のPTA役員は含まないこと」としていることがその要因として挙げられる。第II章のX県のアンケート回答では、その理由を、「学校の教育活動とPTA活動は明確に区分されるべきものであること」としている。各学校としては、やはりPTAとは密接に連携していかなければならないとして、学校評議員としてではなく、学校側の委員の一人としてPTA会長等にも会議に出席してもらっているようである。またこれには、PTAに学校と地域とのパイプ役になってもらいたいという気持ちも働いているようである。

それでは、どのようにPTAやその他の団体と連携を取っているのかということで、⑤の質問をしてみたわけであるが、PTAとの連携については今までとまったく変わりがないということで、特別に何か連携をしているという回答は得られなかった。また、地域の団体や組織に対しても同じ回答であった。しかし、P高校では、生徒会が活発に活動しており、生徒の意見については別の形では吸い上げているということであった。まだ学校評

議員制度を導入したばかりで、他の組織との連携までは難しいということもあり、現時点ではこれ以上の回答を得ることはできなかった。

⑥については、P高校が次のような回答をしてくれた。X県では、学校評議員制度とともに、「(教職員の)資質向上委員会」というものが各学校に設置されており、これをP高校では「P高アメニティ学校づくり委員会」と称して、学校評議員と連携を取っている。また、職員会議においても各委員の了解を得た上で学校評議員会の内容を流し、教職員への周知徹底を図っている。このような回答を得たわけであるが、この後どう学校運営に生かしているかについては、時期尚早ということもあり、回答は得られなかった。他の2校についても、時期尚早ということで、この質問に対する回答を得ることはできなかった。

⑦については、学校と評議員との連携がうまく取れているため、厳しい意見が出てても険悪なムードにならない、生徒の問題を学校だけで抱え込むという形ではなく、地域とともに連携していくという意識が高まってきている等の回答が得られた。

⑧については、次のような回答が得られた。

- 学校応援団的な意見が多く、学校を大きく改革するという意見は出ない
- 学校評議員は学校を常に見ているわけではないので、学校側の意見とズレが生じる
- コミュニケーションを取りすぎてもうまく機能しない(中立性の問題)
- 公開しなければならぬので、当たり障りのない意見しか出てこない
- 構成メンバーが常に同じであると、テーマが限られてくる
- 学校評議員では解決できない問題も多い

⑦、⑧の回答に対しての印象は、やはり導入したばかりということもあり、3校とも非常に苦勞されているということである。また、3校とも「成果や効果」よりも「課題や問題点」のほうを多く挙げており、試行錯誤の連続であるとの印象を受けた。

⑨については、3校とも、学校評議員会以外には学校評議員の召集はしていないという回答が返ってきた。より学校を知ってもらうため、行事等を見ってもらうというようなことはしているが、年三回の学校評議員会とは別に、個々の学校評議員が校長や学校に対して助言や提言をするということは、今のところ全くないようである。

⑩についても時期尚早ということもありあまり回答は得られなかったが、Q高校では次のような回答を得ることができた。学校評価に伴う反省会の持ち方であるが、

年度末に一回だけの反省会というだけでは、学校評価としては不十分であり、また、年度末に反省をして改正案ができたとしても、そのときには既に次年度の計画ができあがっているため、反省事項を次年度に生かすことができない。よって、前期・後期に各一回ずつ反省会を持つなど、反省会の持ち方を検討する余地がある。これは、貴重な意見であり、このような意見を見ても、各学校の試行錯誤している様子がうかがえる。

⑪については少し説明が必要であろう。「目安箱」とは、各学校が地域住民や保護者等の意見を聞くために、X県として設置を義務づけたものであり、インターネットの各校のホームページに意見を寄せてもらう方式と、各学校の玄関先に目安箱を設置し意見を寄せてもらう方式の2つの方式を併用している。よって、この目安箱というものにどのような意見が寄せられているか質問を試みたわけであるが、3校とも「今のところ一件もない」との回答が返ってきた。Q高校ではその理由として、「苦情電話はよくくるのだが、ホームページでは気軽に意見を寄せることができないのではないかと」している。

⑫では、次のような話をしていた。

- まだ試行錯誤の段階、手探りの状態であり、回を重ね、メンバーも入れ替わる中で先が見えてくるのではないかと
- 学校の統廃合等、大きな問題を抱えた場合に有効になってくるのではないかと
- 情報を提供し、それに対して意見を聞くだけでも有意義である
- 既に類似制度を導入している学校では困惑しているのではないかと

以上が、筆者がこの3校を訪問して知り得た内容である。これを見る限り、とにかく3校とも試行錯誤している様子がうかがえる。まだ導入して一年足らず、学校評議員会も3回しか開催していない状況にあり、実は上記の質問以外にも様々な質問を試みたのだが、上記以外の回答は得ることができなかった。また、これは筆者の個人的な感想であるが、教育委員会の方でX県立学校全校に設置を義務づけ、さらに、設置要綱等も細部にわたるまで教育委員会の方で決めているということが、各学校の混乱を招いているのではないだろうか。地域性、学校の種別、学校の状況等様々であるはずであり、それを一律に教育委員会の方で統制するというやり方は納得できない。もっと各学校の自主性を尊重し、学校評議員制度を設置するか否かも含め、各学校独自の方法で導入すべきであろう。これでは、せっかくの学校評議員制度も形骸化していく学校が増えていくのではないかと危惧さ

れてしかたがない。今ひとつ気になったことは、3校とも年3回の学校評議員会以外、学校評議員が一度も召集されていないということである。学校評議員制度とは、「校長の求めに応じて、個々の学校評議員が意見を述べる」制度のほずであり、このあたりが全く実施されず、形式的に年3回の学校評議員会を開くというだけでは、物足りなさを感じてしまう。学校評議員制度を導入した場合、年度当初と年度末には必ず学校評議員が一堂に会する会を開かなければならないはずであり、3回ということはそれ以外には1回だけということになってしまう。要するに、会議だけしか開かないのであるならば、3回という回数は少なすぎるはずである。

いずれにしても、X県をはじめ、どの都道府県も今後試行錯誤が続くであろうが、これから導入する都道府県も含め、教育委員会や知事部局が主導権を握るのではなく、あくまでも主体は学校であることを忘れずに検討されるならば、学校評議員制度はますます発展していくであろう。

IV. 高等学校における学校評議員制度 Y県の取り組み

Y県教育委員会によると、これまでは、学校の運営方針や子どものいじめ問題など、教育上の苦情や要望が、校長ではなく直接教育委員会に寄せられるケースが多かった上に、校長が課題処理に当たる際に、身近に相談相手がないという現状があった。そこで、「学校の問題は地域内で解決してほしい」（Y県教育委員会生涯学習企画課）という流れの中で、登場したのが学校評議員制度である。

Y県では、2000年度に、小学校9校、中学校6校、高等学校7校、盲・聾・養護学校2校の計24校を研究校に指定した。また、この他に自己評価システムの研究校も指定した。

制度の体制づくりとして、学校評議員に意見を聞く項目の絞り込みや、校長と意見交換した内容の取り扱いなどを柱にして、各学校の現状に合わせた評議員の人選、報酬などを研究していく。また、学校評議員による対応が困難な重大な事案については、教育委員会が対応するという二段構えの仕組みも研究していく¹⁵⁾。

この章では、2000年度、2001年度におけるY県高等学校の学校評議員制度等に対する取り組みを紹介するとと

もに、課題や問題点等にも触れてみたい。

A. Y県学校評議員制度実施研究事業

「2000・2001年度学校評議員制度等実施研究事業実施要領」（Y県教育委員会高校教育課）によると、趣旨は、「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域と連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の教育目標や具体的教育計画、またその達成状況についての自己評価等を保護者や地域住民に説明することが必要であり、それらについての実践的な研究を行う」とし、「学校評議員制度」および「学校自己評価システム」についての実践研究を実施するとなっている。以下では、この中から「学校評議員制度」の実施要領について紹介する。

学校評議員制度の実践研究内容としては、「教育活動の実施、学校と地域社会との連携の進め方など、校長が行う学校運営に関して、地域住民・有識者等が意見を述べ助言を行う学校評議員制度について実践的な研究を行う」とし、具体的には次の6項目である。

- ① 評議員の構成、人数、任期、報酬
- ② 評議員から聞く意見の分野・回数
- ③ 評議員の保護者・地域住民等からの相談・要望への対応
- ④ 意見を学校運営に反映させる方法
- ⑤ 評議員からの意見、学校運営への反映等についての情報公開の在り方
- ⑥ 運用細則の整備 等

県教育委員会は、学校評議員制度及び学校自己評価システムについて研究する実践研究校を指定し（学校評議員制度については7校）、実践研究校は学校内に研究組織を設け、上記の実践研究内容について実践的な研究を行うとしている。また、実践研究校における具体的な研究が適切かつ円滑に進められるよう、実践研究校の代表委員等で構成する連絡協議会を設置することとした。研究期間は、原則として2000年度及び2001年度の2年間とし、各実践協力校は2000年度末に実践研究成果の中間報告を、2001年度末に最終報告を行うとしている。また、2001年度末には、各実践研究協力校における研究成果を集約し、実践研究報告書としてまとめ、各種の研修会等において活用する予定である。具体的な研究計画は以下の通りである。

a	内 容
2000年4月	2000、2001年度研究協力校の指定
5月	第1回連絡協議会（事業概要の把握）

6月	研究組織、研究計画書等提出（各協力校→教育委員会高校教育課）
7月	第2回連絡協議会（学識経験者による講話、情報交換、研究協議）
8～9月	先行事例の研究（県外視察）
10月	第3回連絡協議会（研究経過の報告）
12月	各研究指定校において、学校評議員の選出および学校評議員制度開始
2001年1月	中間報告書提出、経費処理状況報告（各協力校→教育委員会高校教育課）
2月	各研究指定校において、2001年度研究計画の検討
3月	第4回連絡協議会（2001年度研究計画書完成、中間報告書に基づく報告・検討）
4月～	校管理規則、学則等の作成学
2002年4月	県下各高等学校において、学校評議員制度開始

連絡協議会は、

ア 学識経験者の講話及び研究協議等を通して、研究分野の理論的・実践的理解

イ 各実践研究校における研究の進捗状況の報告

ウ 県外視察等による先進的な実践事例の調査研究

エ 各実践研究校における研究成果のまとめ

を主な活動内容とし、各実践研究校の代表者が年4回程度集まり、意見交換や研究協議を実施する。

B. 考察

以上がY県としての学校評議員制度に対する取り組みの概況である。これらの取り組みのさらに詳しい内容を知るため、2000年7月、筆者はY県教育委員会を訪問し、同委員会高校教育課にて話を聞いた。よって、ここではそのときの話の内容を中心にY県の取り組みについて考察してみたい。

上記の研究計画を見てわかるように、Y県では2001年4月以降に、教育委員会として学校管理規則の改正や学則等の作成を行う。これは、高等学校のモデル校7校における研究成果をもとに決定するという趣旨によるものであり、学校評議員の役割、人数、任期、報酬等、すべてをモデル校それぞれの研究成果に任せることにしている。しかし、各モデル校がそれぞれ独自に研究をするだけでは整合性が図れないという理由から、定期的にモデル校による連絡協議会を開き、意見交換をしているとのことであった。

また、学校評議員の人選について、教育委員会としての考えを尋ねたところ、当該校の教職員・生徒そして保護者は委嘱の対象からはずす、という言葉が返ってきた。当該校の教職員および生徒を委嘱の対象からはずすということは、改正省令にも書かれていることであり、学校

評議員制度の趣旨からしても納得できるが、保護者はずすということについては理解しかねるため、その理由を尋ねると、Y県としては、学校評議員は学校に対して「利害関係のない人」、「中立的立場の取れる人」でなければならず、保護者はそのどちらにもあてはまらないということであった。そのような意味から、保護者の他、教育行政関係者や中学校長などの教育関係者も、あまり好ましくないという考えのようである。つまり、「中立的立場」とは学校と地域に対してであり、学校評議員は、学校と地域に挟まれた位置関係にいないということである。そして、利害関係のない人、中立的立場の人でなければ、適正な学校評価にも参加できないということである。このような考え方からすると、PTA関係者は学校側の関係者ということになり、PTA会長やPTA役員が学校側の委員として学校評議員との会議に出席することは構わない、ということも付け加えてくれた。さらに、学校評議員、PTA、学校教職員、生徒等がそれぞれ役割を分担することが大切であり、場合によっては、これらの組織や団体の代表者が一堂に会して、学校協議会のようなものを作ってもよいのではないかと、この可能性も示唆してくれた。

また、この人選以外にも、5項目の具体的な研究内容を各モデル校に課しているわけであるが、「報酬については、教育委員会として予算は計上するが、金額等は各モデル校に任せる」というように、とにかく各モデル校の取り組みを期待しているという雰囲気がうかがえた。そして、2002年度からはY県内のすべての高等学校で、学校評議員制度の導入を始めるわけであるが、これについても導入の可否は各学校に委ねる意向のようである。このように、Y県の教育委員会としては、各学校を主体的に考え、学校評議員制度を導入しようという姿勢が伝

わってくる。

では、実際にモデル校ではどのような取り組みをしているのであろうか。実は筆者の現在の勤務校であるS高校がそのモデル校の一つとなっており、筆者自身も現在S高校において校内委員会の委員を任されている。よって、このS高校におけるモデル校としての取り組みについて触れてみることにする。私事で恐縮であるが、筆者は2000年の4月から9月まで東京大学教育学部において派遣研究生として研修し、10月からはS高校に現場復帰した。そして、現場復帰すると同時に学校評議員制度校内委員会のメンバーとなった次第である。途中からの校内委員会への参加ということで、校内委員会発足当初からの流れが今一つ掴みきれないが、わかる範囲で、取り組みや問題点を紹介してみたい。

S高校では、校長を中心に16名の教職員で「学校評議員制度校内委員会」を組織している。内訳は、研修課2名、教務課2名、生徒課1名、進路課1名¹⁶⁾、学年主任3名、教頭(定時制含む)3名、その他養護教諭、相談室係、事務長となっている。また、実際の業務は、

- ・学校評議員制度のあり方について研究する
- ・評議員候補者をリストアップする
- ・S高校評議員運用細則を作成する
- ・先進校視察、情報収集を行う
- ・インターネットホームページを作成する

の5つとなっている。そして、校内の事務局は研修課に置き、原案等の作成は事務局である研修課が行う。筆者が現場復帰した10月当初、学校評議員制度のあり方の研究や先進校視察、情報収集についてはほぼ終了しており、評議員候補者のリストアップと評議員運用細則の作成の真最中であった。評議員候補者については、学校教職員をはじめ、地域住民や保護者から適任と思われる候補者を推薦してもらった。その数は70数名にも上ったことである。その中から、事務局のほうで、諮問分野¹⁷⁾、卒業生であるか否か、居住地、年齢、性別、職歴等を総合的に審査して10名に絞り、さらに校内委員会で校長出席のもと審議し、6名の候補者に絞った。やはり、候補者には高齢者が多く年齢構成が大きな問題となったが、この年齢構成も含め、先述のすべての側面においてバランスがよくなるよう絞り込んでいった。研修主任の話では、この人選作業が一番苦労したということである。また、運用細則についても、各モデル校に一任されているため、大変苦労したようである。筆者が現場復帰したときには、原案がほぼ完成しており、細かい見直し等が行われているところであった。教育委員会からの学校管理規則をはじめとする規約等はないため、文字通りゼロからのスタートだったようである。そのような中、試行錯

誤を繰り返しながら、目的、評議員の構成、任期、役割、守秘義務、意見の聴取、情報公開、報酬等の要項や細則を決めていった。校長の話では、初めから完成品を求めるのは無理であり、学校評議員制度導入後も試行錯誤を繰り返しながら、より良いものを探っていきたいということであった。

いよいよ、Y県でも2000年12月よりモデル校7校において学校評議員制度が導入される。X県と同様、最初の数年は試行錯誤の連続であろうが、それが各学校を主体とした試行錯誤であるならば、今後ますます発展していくであろう。

V. 高等学校における学校評議員制度の可能性(まとめにかえて)

学校評議員制度は、第II章のアンケート結果からすると、全国的に見てもまだ導入されたばかりであり、最初に導入したX県であっても、やっと一年が経過したところである。また、全体の過半数に上る都道府県が、これから導入しようとしている段階に過ぎない。つまり、学校評議員の現状を語るには、あまりにも参考資料が少なく、本稿の内容も、可能性や筆者の希望を述べるに留まっているということである。これは、本稿のタイトルを「学校評議員制度の可能性～高等学校における考察～」とした所以でもある。

では、その「可能性」をまとめる前に、学校評議員制度を導入するに当たって、事前に必要であると考えられる条件について、本稿から整理してみたい。それは次の5点である。

- ① 各学校において、校内研修等を実施することにより、学校評議員制度およびそれに伴う今後の教育改革の趣旨を浸透させ、教職員の意識改革および意志統一を図る
- ② 各学校は、再度、Plan(計画)-Do(実行)-See(評価)のサイクルを確認し、情報公開や説明責任のあり方を構築する
- ③ 各学校の校長は、短期的・長期的な視野に立ち、当該学校のビジョンや方向性を明確にする
- ④ 各学校は、「開かれた学校づくり」の理念のもと、学校評議員関係の仕事を担当する校務分掌の新設など、校内組織(校務分掌や委員会等)の見直し、そして、PTA組織の規約等の見直しを図り、学校評議員やPTAとの具体的な連携体制を整える
- ⑤ 各学校の設置者(教育委員会)は、学校評議員制度における各学校の主体性を尊重し、設置するべきか否かも含め、規約等に柔軟性を持たせるとともに、

各学校に対するサポート体制を整える

まだ他にもあると思われるが、筆者が特に述べたかったことは以上である。このような条件整備なしに学校評議員制度を導入するならば、葉養氏も述べていたように、せっかくの「学校評議員制度」も学校にとってのお荷物になったり、形式だけの制度になっていくであろう。また、この5つの条件は、学校評議員制度導入に当たっての必要条件であり、十分条件にはなっていない。つまり、このような条件整備をした上で、「学校評議員制度をどのように導入すればよいのか」という話になってくる。

各学校は、上記の条件整備を行った後、いよいよ学校評議員制度導入に向けての準備に入るわけであるが、ここでは規約や人選の問題を解決しなければならない。まず、規約についてであるが、改正省令に書かれているような事柄、例えば、「学校評議員には、児童・生徒を委嘱することは想定していないこと」、「教育委員会の委員や教育長その他の職員は、学校評議員として委嘱することは制度上なじまないものであること」、「学校評議員の身分の取扱いや、守秘義務に関すること」等については、設置者である教育委員会が定めなければならない規約である。また、この他にも、予算的な問題が絡む学校評議員に対する謝礼金等の規約や人数規約、そして公務災害に関する規約、学校評議員の委嘱や解任の方法や任期など、設置者として定めなければならないものがあるであろうが、それらについては、設置者としては、必要かつ最低限の規約を設けるに留めるべきであろう。場合によっては、学校評議員に対する研修会等の開催なども設置者としての務めである。設置者がこのような環境作りをした上で、各学校(校長)は自分の学校や地域に即した規約を設けることになる。この中で一番重要なものは、「学校評議員に、具体的にどのような事項に関し意見を求めるか」ということであろう。これは、先述の「短期的・長期的なビジョンや方向性」と深く関わってくるが、これによりその他の具体的な規約、例えば、学校評議員の意見聴取の仕方や会議の持ち方、委嘱の対象者などに関する規約の決定にも影響を及ぼすであろう。少なくとも、校長の学校運営に対する適切な助言と、開かれた学校づくりに関する助言や提言が必要であることは言うまでもないし、これらを有効かつ具体的に学校に生かすためにも、明確なビジョンや方向性が不可欠となってくるであろう。

次に、学校評議員の人選の問題である。学校評議員の委嘱については、改正省令に「校長の推薦により、教育委員会が委嘱する」となっているように、各学校において選定しなければならない。ここでの問題点としては、年齢構成、性別、職業などがまず挙げられる。訪問した

X県の3校やS高校においても、同様の問題点が挙げられていたが、特に年齢構成についてはどうしても高齢者が多くなってしまいう傾向にあり、本稿の調査結果では、性別、職業とともに、バランスよく選定することの難しさを実感する結果となっている。この他にも、卒業生であるか否か、中立性の確保、学校のビジョンや方向性との整合性等、様々な問題が、本稿の内容からも見えてくるが、やはり、一番問題となるのは、PTA関係者または保護者の位置付けであろう。本稿においても、何度となくこの問題に触れてきたが、これが最も重要な課題である。X県においても、Y県においても、PTA関係者は学校評議員として好ましくないものとしており、それは、裏を返せば、PTAとの役割を明確に区分し、連携を図ることによって、開かれた学校づくりを進めていこうという姿勢の表れでもあると考える。さらに、X県では、学校側の委員として、PTA会長等が学校評議員会に参加している学校もあり、学校評議員とPTAが連携していこうという意図が読み取れる。また、この例では、PTA会長等はあくまでも学校評議員とPTAとを結ぶ架け橋的な役割を担っているようである。

「さあ、これで準備万端、いよいよ学校評議員制度開始」ということになるわけであるが、先述の事前に必要な5つの条件がどうしても気になる。この中の①～④は各学校で取り組まなければならない条件であるが、現場の一教員として思うことは、特に①、つまり教育改革の趣旨を浸透させるということや教員の意識改革は、大変な労力と時間を要することであり、これらの条件整備をしてから学校評議員制度を導入するのなら、永久に学校評議員制度を導入できない学校がいくつも出てくるような気がしてならないということである。これはあくまでも筆者の経験から来るものであるが、「教員の意識改革ほど難しいものはない」と常々思っている次第である。よって、「事前に必要な5つの条件を整備してから、導入の準備に取りかかる」ということは、もっともなことなのであるが、あまりにも現実とはかけ離れているのではないだろうか。つまり、現実問題としては、この2つを同時進行で行い、その中で条件を整備していくことが、一番理想的な姿であろう。アンケート調査の結果においても、X県の取り組みにおいても、試行錯誤の繰り返しや手探りの状態という印象が目立ったのは、このためではないだろうか。しかし、「③ビジョンや方向性」だけは、導入前に明確にしておかなければならないことを付け加えておきたい。これだけは、導入前に必ず整備しておかなければならない必要条件である。

以上のようなことを踏まえた上で、最後に、学校評議員制度のあり方や可能性について、筆者の考えをまとめ

てみたい。第I章で、学校評議員は、「『校長が行う学校運営に関し、学校外の意見を聴取する機関』という性格と、『学校が保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るため』という目的を併せ持っており、その両方がかみ合ってこそこの制度は生きてくる」と述べたが、特に筆者がここで述べたいのは後者についてである。つまり、各学校が、情報公開や説明責任の責務を果たさなければならないことは言うまでもないが、問題は、「開かれた学校づくりに関して、学校評議員はどのような役割を担うべきか」ということである。このことについて筆者は、「学校評議員は、学校、保護者やPTA、地域住民、さらには生徒が互いに連携・協力するためのキーステーションのような存在であるべきである」とまとめてみたい。連携・協力するためには、互いの役割分担を明確にし、さらにどのような形で連携・協力していくかについて、学校評議員が互いの意見等の調整をし、助言や提言をしていくことが必要になってくると考える。そのためには、学校評議員と学校の教職員だけで会合を持つだけでなく、保護者やPTAの代表者、地域住民の代表者、場合によっては生徒代表等が一堂に会する学校協議会のようなものも必要になってくるであろう。これにより、一層「開かれた学校づくり」が推進されるのではないだろうか。とにかく、学校評議員をキーステーションとし、学校、保護者やPTA、地域住民、そして生徒が、学校のため、地域のため、生徒のために手をとり合い、協力し合う体制が構築されることが重要課題となるであろう。そして、導入されたばかりのこの制度については、今後しばらくは試行錯誤の連続となるであろう。しかし、それが、学校や地域、そして何よりも生徒をより良くするための試行錯誤であるならば、必ずや学校評議員制度は発展していくものと、筆者は期待する。

註

- 1) 中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998.9)より抜粋
- 2) 浦野東洋一『学校改革と教師』, 同時代社, 1999年, 17頁
- 3) 佐藤弘毅"学校評議員をどう設置するか"『教職研修』, 教育開発研究所, 2000.5, 35頁
- 4) 永井聖二"開かれた学校づくりに学校評議員制度をどう生かすか" Ibid., 46頁
- 5) 葉養正明"学校評議員をどう委嘱するか" Ibid., 39頁
- 6) Ibid., 41頁
- 7) 浦野東洋一"学校と家庭・地域" <浦野東洋一、坂田仰、青木朋江、横澤幸仁編『現代学校論』, 八千代出版, 1999年> 115

頁

- 8) 下村哲夫"学校評議員制度の趣旨, 導入のねらいは何か" op.cit., 『教職研修』, 33頁
- 9) 佐藤弘毅"学校評議員をどう設置するか" Ibid., 37頁
- 10) 永井聖二"開かれた学校づくりに学校評議員制度をどう生かすか" Ibid., 48頁
- 11) 篠原清昭"保護者・地域住民の意向の把握・反映に学校評議員制度をどう生かすか" Ibid., 57頁
- 12) 水本徳明"学校評議員を生かし, 学校としての説明責任をどう果たしていくか" Ibid., 58, 59頁
- 13) 望月禎"X県における「学校評議員」の取り組み" Ibid., 76, 77頁
- 14) X県個人情報保護条例第7条「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は、当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこのかぎりではない。(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき (以下略)」
- 15) 2000.5.12読売新聞「学校外から意見述べる学校評議員制度2002年度本格導入へ」
- 16) Y県では、各高等学校とも校務分掌は「～課」としている
- 17) 学校目標、総合学習、部活動、開かれた学校、進路達成、国際化、学校行事、本校のビジョン、教育課程、現在高校生気質、生徒指導関係の11分野